

# 連帯はばたき

連帯ユニオン  
関西ゼネラル支部  
宣 伝 部

第51号  
2022年11月

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

## 春闘に次ぐ秋闘

# 働きやすい職場 働きがいのある職場にしよう



日本の労働組合の主な定期闘争に、春闘と秋闘があります。春闘は世間でも知られていますが、秋闘はあまり知られていないように思います。読んで字のごとく、春闘は春先から交渉を開始し、秋闘は秋頃から交渉が始まります。当組合では、春闘は他分会と共通の統一要求書を作成し、秋闘は分会ごとの要求に集中します。なので、秋闘は、職場ごとに要求する内容を組み立てます。それ

と時節的な問題へのアプローチも欠かすことができず、現在であれば、急激な物価の上昇に対処する要求が挙げられます。今期の秋闘は、以下の点について考え、交渉を進めます。

### ・急激な物価の上昇への対応

ロシアのウクライナ侵攻による小麦や油脂などの原材料価格の高騰、原油価格の上昇、世界的な需要増加……最近の目まぐるしい物価上昇は、実に40年ぶりの上昇率で、ガスや電気代といった光熱費、また食料品等の生活必需品の値段が急激に上昇し、働く人々の生活を強く圧迫しています。なぜ物価が上がると生活が圧迫されるのかといえば、賃金が上がっていないからです。モノの値段が上がっているのに、人件費は上がらないというのはおかしい話です。政府は物価上昇に対応するための賃上げを企業に要請・推奨していますが、企業はこれに十分応えようとはしていないわけではありません。今こそ、我々労働組合が自ら闘う時です。

### ・就業規則、賃金規定、雇用契約書等の点検

秋闘は職場の要求が一番の『キモ』です。自分の職場をしっかりと見つめなおしましょう。就業規則や雇用契約書は、従業員が守るものですが、同時に経営者も守る義務があり、従業員の権利を保障するものです。そこには、労働時間、休憩時間、賃金などの労働条件が規定されています。時には労働者にとって宝の山になります。なぜなら就業規則は、労働基準法以上だからです。就業規則、賃金規定、退職金規程など会社と労働者との約束事を点検、確認し、それを活かした職場要求で団体交渉を盛り上げましょう。

秋闘は、何か事件が起こってからの「受けの闘い」とは違い、組合員自身が前向きに労働条件・労働環境の改善を求める「攻めの要求」「攻めの闘い」です。これを機会に「働きやすい職場」「働きがいのある職場」の実現に向けて頑張りましょう。(書記次長)

# しる・おこる・こえあげる・

# つながる・ひろがる・かわる

## コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 札幌

10月15日(土)16日(日)に第34回コミュニティ・ユニオン全国交流集会が開催されました。北海道自治労会館の会場に、組合から3名全国から約250名が参加しました。

「しる・おこる・こえあげる・つながる・ひろがる・かわる」は、何か敷居の高いものとして考えられがちな社会・労働運動を、易しい言葉で表現しようという試みです。私たちが尊厳を持って生きるのに欠かせない運動の意義を、それを必要とする多くの人に伝え、多くの人々が交流と連帯を深めてほしいという願いを込めたテーマ設定です。



1日目の総会で、昨年の開催地静岡の実行委員会からコミュニティ・ユニオン全国ネットワークの旗の寄贈があり、今後は開催地に順番に引き継がれていきます。

東りの偽装請負全面勝訴判決確定の報告など特別報告3本に続き、「先祖のように自由にサケを獲りたい」と題し、北海道浦幌町のアイヌ民族の子孫でつくられた団体「ラポロアイヌネイション」のアイヌサケ捕獲権確認訴訟市川守弘弁護士団長の特別講演がありました。先住民族であるアイヌの方々が、その生活の一部を侵され、これまでの生活様式までも侵害されてきた歴史。侵してきたのは政府・権力、開拓者・侵略者(日本人)です。そのなかでアイヌの方々が本来当たり前に行ってきたサケ漁が、一方的に決められたルールで制限されてきました。そこに既に生きる者の権利がなぜ抑圧されなければいけないのか、「先住権は憲法以前から認められてきた権利」であり、それは「労働者が団結して資本家と対立する当然の権利と同じである」という言葉が心に突き刺さりました。この言葉は、特別報告にあったストライキの話と通じ、我々には元来、侵すべからざる権利があり、それを守るためには闘わなくてはならないことを再認識しました。

1日目の最後は参加組合の紹介で、ゼネラル支部の組合員も登壇、紹介を受けました。

2日目の分科会は、精神障害の労災認定、ハラスメント相談対応、労働委員会の活用と課題など10テーマで、「労働組合におけるインターネット活用」分科会に参加しました。情報収集や発信の場が紙媒体からインターネットにシフトしている世の中で、これから一層重要性が増してくる労働組合におけるインターネット活用の実践的なテクニックについてレクチャーを受けました。私たちの組合でもこの分科会で学んだことを役立てていこうと思います。

また、「道警ヤジ排除(ポイ)事件」分科会では、札幌地域労組の排除(ポイ)された当該による裁判報告がありました。選挙演説中に、プラカードを掲げて「安倍辞めろ」「増税反対」などヤジを飛ばしたら、大勢の警察官が取り囲み、腕をつかんで排除したうえその後も1時間以上付きまとうという公権力による表現の自由を侵害する行為が行われました。それに対して、当該が市民の当然の権利を確認するために裁判を起こしています。この分科会で、なかまユニオン井手窪さんが共通する問題として連帯ユニオン関西生コン支部への弾圧を報告しました。

私たちは、今、憲法で保障された「当然の権利を守る為の闘い」の真っ只中にいます。この大会で報告されたどの争議も、全国のユニオン、労働者の闘いに共通する重要な闘いです。報告を聞いただけに終わらせることなく、ユニオンでの闘いに活かし、さらに全国的な連帯の運動に展開、拡大していくことが大切だと思いました。

(組合役員 D)

# かがやけ憲法！ 平和といのちと人権を

## — 11.3 おおさか総がかり集会 —

11月3日、小春日和の大阪市北区の扇町公園に3000人が集まりました。主催は、おおさか総がかり実行委員会、大阪憲法会議、戦争をさせない1000人委員会大阪、しないさせない戦争協力関西ネットワークの3団体です。

14時の開会に先立ち、「川口真由美とおもちゃ楽団」が楽器を鳴らしとってパワフルな歌声で、参加者に元気をばらまきました。集会は、大阪憲法会議の共同センター幹事長の丹羽徹龍谷大学教授の開会挨拶で始まりました。

スペシャルゲストの岡野八代大学院教授（同志社大学）は、「数年ぶりに憲法集会に参加したが、今年は是非とも参加しなければいけないと思った。日本国憲法公布の日を文化の日として喜ぶ、その意味をかみしめてみたい。日本は戦争を放棄し、武力による威嚇・武力の行使を永久に放棄した世界でも珍しい国であること、それは自由と平和を愛し、文化を慈しむ市民を育てることを意味する。そういう意味が込められている」と話されました。その後、岡野氏と労働組合と平和運動の分野で活動する青年2人とのトークセッション「憲法って何だろう」があり、岡野さんは、最後に「NATOに加盟したフィンランドは確かにGDP比2%を軍事費に使っているが、その内容は日本と違う。国民の7割が4週間生きられるような核シェルターがあり、攻撃されたときの備蓄にお金をかけている。日本には、そのような場合逃げるところがあるのか。例えば、中国が本気に攻撃してきたら、守れない。だから戦争してはいけないと胸を張って世界に訴えることの出来る政治家を議会に送らなければいけない」と訴えられました。



次に、「沖縄の風」の高良鉄美参議院議員は、首里城再建のイベント参加のために来れずにメッセージで、「沖縄の実際の憲法記念日は5月15日、そして今年は復帰50年、日中国交回復50年のこの節目の年に政府は何をしているのか。特に9条に関しては、沖縄には憲法がなく、主権在米のまま、戦争準備行為として米軍の夜間低空飛行訓練が続いている。それは台湾有事につながる。3月2日参議院でロシア非難決議があったが、私は棄権した。台湾有事を煽る文言があったからだ、沖縄を戦場にするつもりか。南西諸島はミサイル基地がつくられている。国連憲章は、戦争の惨禍から将来の世代を救うためにあるとうたわれている。将来の世代が平和なアジアの未来予想図を描けるよう頑張ろう」と訴えられました。

「川口真由美とおもちゃ楽団」のライブの後、政党アピールがあり、立憲民主党から野村いくよ枚方市議員、日本共産党から宮本たけし衆議院議員や、社民党から大椿裕子副代表、れいわ新選組から大石あきこ衆議院議員のメッセージ代読がありました。宮本さんは、「自民党と統一教会の癒着は、民主主義の根幹にかかわる問題であり徹底追求が必要」と、大椿さんは現在の日本の庶民の生活苦の状況を、大石さんは、「日本が戦争当時国になろうとしている危機感と25年間庶民の所得が下がりっぱなしで少子化になっている」と訴えられました。

最後に、登壇者全員と会場の3000人がいっせいに「いかそう憲法」、「とめよう大軍拡」のポテッカーを掲げコールを交わして集会を終え、その後西梅田公園までパレードを行いました。

# 高島屋は雇用責任を取れ！

## ガイアコミュニケーションズ分会

Tさんは、ガイアコミュニケーションズ（以下、ガイア社という）に雇用され、京都高島屋のレジで働いていました。Tさんは高島屋の社員から研修を受け、勤務開始後も高島屋の社員から指揮命令を受けていましたが、派遣社員ではなく、ガイア社の直接雇用の社員でした。もっとも、偽装請負一違法派遣であった可能性が高いと思われます。

Tさんは2019年9月1日から京都高島屋働き始めましたが、わずか1週間程度で自宅待機を命じられ、そのまま雇用契約を終了されてしまいました。ガイア社は雇用契約を終了させるためにTさんと面談したのですが、その際ガイア社の担当者が話した内容は以下のようなものでした。

- ・高島屋さんからの、まあ、その、今回の指示で、Tさんの勤務自体を、一旦ちょっとあの一終了の方向にもって行ってほしいということ、高島屋さんから指示を受けている。
- ・総合的に鑑みて高島屋さんから再度ちょっと、勤務が難しいんじゃないかというお話が挙がっていて…
- ・私たちがやはり高島さんの指示に関してですね、正直な話、僕たちがそう思っていなくてもそうしてくれと言われたらそうせざるをえない、正直ありますんで。はい。

実は、Tさんは2019年6月29日から7月31日まで別の会社から派遣されて京都高島屋で働いており、その際、トラブルがあって高島屋の相談窓口で電話したことがありました。高島屋はその時からTさんに目を付けていて、ガイア社に圧力をかけてTさんを追い出したのではないかと、組合は考えています。

Tさんは職場から追い出されたことに納得できず、ガイア社に対して地位の確認などを求めて本人訴訟（弁護士を立てずに自分で訴訟を行う）を提起し、一人で闘ってきました。京都地裁、大阪高裁を経て、現在最高裁で争っています。しかし、個人の力では限界があると感じ、組合に加入しました。

組合は、高島屋がTさんとガイア社の雇用契約に不当に介入したと考えています。上記の通り偽装請負一違法派遣であった可能性もあると思いますし、仮に適正な業務委託であったとしても高島屋が独占禁止法に違反して優越的地位を濫用したものである可能性が高いと考えています。

組合は事実関係を明らかにするため高島屋に対して団体交渉を申し入れましたが、高島屋は一切応じようとしません。そこで、組合は、数回にわたって京都高島屋の前で抗議行動を展開するとともに、大阪府労働委員会に対して不当労働行為（団交拒否）救済申立てを行い、現在係争中です。

本件は、業務の委託会社と受託会社、ないしは、派遣先と派遣元の狭間で、労働者が全くの無権利状態に置かれ、職場から追い出されてしまった事例です。徹底して事実を明らかにし、高島屋の雇用責任を追及します。今後も京都高島屋前での抗議行動を継続しますので、ご支援お願いします。（担当役員）

# 第8回定期大会

日時 11月20日(日)8:30 開場 9:00 開始

会場 学働館・関生 4Fホール

## 組合同約 第7条

大会は組合の最高議決機関であって、大会代議員と役員で構成する。ただし、役員は議決権を持たないものとする。

大会代議員は、分会及び構成団体ごとに組合員の直接無記名投票によって選出するものとし、組合員数を基準に1名より10名まで1名、11名より20名まで2名、21名より30名まで3名とし、以下この比率で割り当てる。

なお、会計年度の締め日である9月30日時点で、組合費、共済費、闘争積立金を2か月以上滞納している組合員、また、構成団体が加盟費等を2か月以上滞納している場合、その構成団体の組合員は大会代議員選挙権・被選挙権を持たない。

大阪広域生コン協組による関生支部つぶし粉碎！

## TYK高槻生コン分会・激励会

日時 12月3日(土)17:00～ 場所 高槻生コン分会事務所

**高槻生コン闘争**…1998年高槻市成合の生コン工場が倒産。関生支部がストライキを行い、暴力団らを排除するなど組合員の雇用を確保する倒産(職場確保)闘争に勝利。工場を関生支部が譲り受け、新会社を設立して再建した関生支部の拠点職場。



今年6月21日、関生支部や高槻生コン分会に説明もなく団体交渉も開催しないで、経営者Kが独断で、生コン工場を大阪広域生コン協組副理事長に売却し、副理事長が生コン工場解体を強行。労働組合つぶし、関生支部つぶしが目的なのは明らかであり、関生支部と高槻生コン分会は分会事務所に泊まり込み組合つぶしと闘っている。

## 「おしゃべり喫茶」

日時 12月24日(土) 14時～16時  
場所 天満橋事務所

日頃、職場に対して思っていることを気楽に喋りにきませんか？職場の問題はすぐ解決するというものではありませんが、組合員が顔を合わせて交流することでパワーを充填する機会にしましょう！

